

一般財団法人土浦市産業文化事業団辞令交付規則

(平成29年4月1日規則第4号)

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団職員給与規程（昭和48年規程第5号）第7条に規定する職員（以下「職員」という。）及び一般財団法人土浦市産業文化事業団定款第24条第1号に規定する理事に交付する辞令書の様式及び記載事項等を統一し、人事管理の適正を図ることを目的とする。

(辞令行為)

第2条 職員の採用、昇任、降任、任命、選任等の人事発令は、この規則に基づいて行うものとする。

(辞令書の様式)

第3条 辞令書は、別記様式によるものとする。

2 職務の特殊性等により、別記様式にない辞令書を必要とする場合は、理事長がその都度定める。

付 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式

第1 理事

氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団理事に選任する 年 月 日 理事長名
--

(職を解く場合)

一般財団法人土浦市産業文化事業団理事 氏名 ①願により本職を解く ②本職を解く 年 月 日 理事長名
--

第2 職員

1 採用

氏名 ①一般財団法人土浦市産業文化事業団職員に任命する ②〇〇職〇級に決定する ③〇号給を給する ④〇〇に補する ⑤〇〇施設勤務を命ずる 年 月 日 理事長名
--

2 昇任及び昇格

職名氏名 ①〇〇所長 (〇〇係長) に補する ②〇〇職〇級に決定する ③〇号給を給する 年 月 日 理事長名

3 転任

職名氏名 〇〇施設勤務を命ずる 年 月 日 理事長名

4 兼務

職名氏名 ①兼ねて〇〇施設勤務を命ずる ②〇〇施設兼務を解く ②〇〇施設係長兼務を解く 年 月 日 理事長名

5 昇給

職名氏名 〇号給を給する 年 月 日 理事長名

6 依願退職

職名氏名 願により本職を免ずる 年 月 日 理事長名

7 定年退職

職名氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第11条の2の規定により 年 月 日限り定年退職 年 月 日 理事長名

8 再雇用

職名氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員に再雇用する 任期は 年 月 日までとする 〇〇職〇〇級に決定する 〇〇に補する 〇〇施設勤務を命ずる 年 月 日 理事長名
--

9 再雇用の任期を更新する場合

職名氏名 再雇用の任期を 年 月 日まで更新する 年 月 日 理事長名
--

1 0 再雇用の任期満了により退職する場合

職名氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団再雇用職員就業規則（平成19年規則第1号）第4条 の規定による任期の末日の到来により 年 月 日限り退職 年 月 日 理事長名

1 1 出向の発令

職名氏名 ①〇〇へ出向を命ずる ②〇〇へ研修出向を命ずる 年 月 日 理事長名

1 2 出向を解く場合

氏 名 ①〇〇への出向を解く ②〇〇へ研修出向を解く 年 月 日 理事長名

1 3 派遣の発令

氏 名 〇〇へ派遣を命ずる 年 月 日 理事長名

1 4 派遣を解く場合

氏 名 〇〇への派遣を解く 年 月 日 理事長名

15 解雇

氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第10条の規定により解雇する 年 月 日 理事長名

16 病気休職

氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第8条の規定により 年 月 日まで休職を命ずる 年 月 日 理事長名

17 刑事事件休職

氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第8条の規定により休職を命ずる 年 月 日 理事長名
--

18 懲戒処分

氏名 一般財団法人土浦市産業文化事業団職員の人事及び勤務並びに服務に関する規程（昭和48年規程第4号）第11条の6の規定により ①〇月間給料月額〇分の〇の額を減給する ②年 月 日から 年 月 日まで停職を命ずる ③免職する 年 月 日 理事長名

19 育児休業

氏名 ①育児休業を承認する 育児休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする ②育児休業の期間を 年 月 日まで延長することを承認する ③復帰した場合 職務に復帰した（年 月 日） 年 月 日 理事長名
--